- 21 荷を運ぶ。運搬する。
- 22 鴻慈 大いなる慈悲。大きなめぐみ。
- 23 公母 オスとメス。雌雄
- $\widehat{24}$ 憲裁 奪・憲断と同じ。 憲は下級官吏の上司に対する尊称。 ご裁断、 の意。 憲
- 25 蓋玉 国中、 国全体。
- 26 憲徳 憲は下級官吏の上司に対する尊称。 上司の大いなる徳。
- つきることがない。つきない。

2-51-06 蔡世昌等に付した執照(乾隆三十二《一七六七》、十二、七) 琉球国中山王尚穆の、乾隆三十二年の接貢のため、存留通事

する事の為にす 琉球国中山王尚 (穆)、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回

しむ。 京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。 正議大夫阮大鼎等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せ 照らし得たるに、乾隆三十一年冬、業に貢使の耳目官阿必振 本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して

皇上の勅書併びに欽賞の幣帛を迎え、 名を帯領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく 茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべ 此れが為に特に都通事毛廷秀等を遣わし、梢役共に八十二員 及た京より回る使臣の阿必

> しめんとす。 振・阮大鼎・魏献蘭は閩に在りて存留する鄭維興等と与に還国せ

号半印勘合の執照一道を給発して存留通事蔡世昌等に付し、 して即便に放行し、 して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は、 して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第九十三 但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留 留難して阻滞するを得る母からしめよ。 収執

計開す

須らく執照に至るべき者なり。

在船都通事一 在船使者二員 員 (3) 向雄傑 毛廷秀 跟伴八名 跟伴四名

存留通事一員 管船夥長・直庫二名 蔡世昌 林鱼 跟伴六名

水梢共に五十八名

乾隆三十二年(一七六七)十二月初七日 右の執照は存留通事蔡世昌等に付し、此れを准けしむ

注 $\widehat{1}$ 蔡世昌 真之編『久米村―歴史と人物―』ひるぎ社、 嘉慶二年に国王尚温の国師となる(池宮正治・小渡清孝・田名 三十五年に朝京都通事、四十七年に正議大夫として中国に赴く。 十三世。乾隆三十二年の存留通事。官は紫金大夫に陞る。乾降 一十三年官生として渡唐し、二年後国子監入学。二十七年帰国 ?~嘉慶三年 (一七九八)。 久米村系蔡氏 (宇栄原家) 一九九三年、二〇

七頁)。

- 廷秀の譜)。乾隆三十二年の在船使者。(2)呂居温 濱川親雲上(『毛姓家譜 四世奥間里之子親雲上』、毛
- (3) 向雄傑 乾隆三十二年の在船使者。
- の譜)。乾隆三十二年の管船夥長。(4)林有椿 新垣通事親雲上(『家譜(二)』五九七頁、鄭国楫
- 三十年(巻四九)の管船直庫である馬長謀と同一人物か。(5)馬長譲 乾隆三十二年の管船直庫。乾隆二十八年(巻四六)、

閃緞八疋 錦六疋藍素緞十疋 衣素緞十疋

紗十疋

紬十疋

羅十疋

乾隆三十三年(一七六八)二月初六日

2- 尚し例賞を頒賜する旨の勅諭と目録51 乾隆帝より琉球国中山王尚穆あて、乾隆三十一年の進貢を嘉07

(乾隆三十三《一七六八》、二、六)

を修め琛を献ずるは藩臣の大節なり。誠を輸し懈らざれば、寵賚朕惟うに、徳を昭らかにし遠を懐くるは盛世の良規にして、職皇帝、琉球国中山王尚穆に勅諭す。

宜しく頒かつべし。爾、琉球国中山王尚穆、属して遐方に在り、

の物を賜う。王、其れ祗んで承け、益忠貞に励み、以て朕が眷に嘉尚すべし。是れを用て勅を降して奨諭し、併びに王に文綺等克く丹悃を抒べ、使を遣わして表を齎し貢を納む。忠藎の忱、良

計開す

に副え。欽めよ哉。故に勅す。

蟒緞六疋 青藍綵緞十疋

2 の受領を通知する旨の咨文(乾隆三十三《一七六八》、二、□)51 礼部より琉球国中山王尚穆あて、乾隆三十一年の進貢の方物08

り。進むる所の数目は例と相い符すれば、応に総管内務府に交送 るを除くの外、其の現に進め到れる紅銅三千斤・白剛錫一千斤あ め 等を遣わし、表文・方物を齎捧せしめ、恭しく乾隆三十一年分の して査収せしむべし、 正貢を進めんとして来京す。所有の進め到れる貢物の内、 内に開すらく、議し得たるに、琉球国中山王尚穆、 於て題し、本月十九日、旨を奉じたるに、議に依れ、とあり。此 万二千六百斤は例に照らして福建巡撫に交与して藩庫に収貯せし 礼部、 主客司案呈す。 臣が部、工部に移咨し、応に用うべきの処に於て取用せしむ 琉球国、 表を具えて方物を進貢する事の為にす。 礼科の抄出せるところの、 等の因あり。乾隆三十二年十二月十七日に 本部の題せる前事の 耳目官阿必振